

## 釧路町学習用タブレット端末の家庭での活用に関するガイドライン

このガイドラインは、国の GIGA スクール構想に基づき釧路町で整備した学習用タブレット端末を家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すものです。

釧路町では、令和4年度より、非常時に限らず、日常的に端末を家庭に持ち帰り、家庭学習等で活用することができることとします。具体的な活用方法については、学校から保護者に周知し、十分な理解を得ながら、学校と保護者が連携して、児童生徒が適切に利用できるようにします。

### 1 必要な環境

家庭での自宅学習を行うためには、原則、タブレット端末（以下、端末）と無線 Wi-Fi 等のインターネット環境が必要となります。

### 2 端末の接続等に係る事項

#### (1) 端末

本町においては iPad を児童生徒に対して一人一台貸与しており、ログインにあたっては専用のアカウントを使用します。

#### (2) 無線 Wi-Fi 等のインターネット環境

- ①家庭の無線 Wi-Fi 等のインターネット環境を利用します。
- ②インターネット接続に係る通信料や充電に係る費用については、保護者負担となります。
- ③インターネット環境がなく、モバイル Wi-Fi ルーターの借用を希望する家庭には、保護者から教育委員会への「モバイル Wi-Fi ルーター借用願」（様式2）の提出をもって、貸与することとします。（但し、その際は、契約手続きと通信料の支払いは、保護者が行うこととなります。）
- ④感染症拡大防止のための臨時休校時等にオンライン授業を行う場合に限り、特別な対応として、「インターネット環境がない家庭」に加え、「安定したインターネット環境が維持できない家庭」に対しても、保護者から教育委員会への「モバイル Wi-Fi ルーター借用願」（様式2）の提出をもって、必要期間のみ貸与することとします。

### 3 利用における注意事項

以下の注意事項を遵守して、児童生徒が適切に利用できるように、保護者の方にご協力をお願いします。

- (1) 端末の回線接続は、原則、保護者が行うこと。
- (2) ログインにあたっては専用のアカウント以外は使用しないこと。また、他人にアカウントを教えないこと。
- (3) 端末は、児童生徒以外は使用しないこと。（保護者であっても、原則、利用しないこと。）

- (4) 端末を置いた机で食事をするなど、端末の近くで飲食をしないこと。
- (5) 端末の充電は自宅で行うこと。
- (6) 自宅以外の場所に端末を持ち出さないこと。
- (7) 学習に関係のない利用をしないこと。(学習目的以外の YouTube 視聴や SNS の利用、サイトの閲覧、写真や動画の配信等)
- (8) 料金のかかるサイト等は、例え学習目的であっても利用しないこと。(万一、費用が発生した場合は、その費用を家庭が負担すること。)
- (9) セキュリティー上、家庭にある USB メモリやプリンター等、外部装置や周辺機器への接続をしないこと。
- (10) 設定を変更したり、アプリの削除や追加をしたりしないこと。
- (11) 端末は大切に扱い、破損や紛失等がないように注意すること。
  - ・ 端末に不具合が生じた場合は、学校に速やかに報告すること。
  - ・ 破損や紛失等があった場合は、理由等を含めて学校に速やかに報告すること。  
また、万一盗難等の被害にあった際は、警察に届け出、証明を受けること。
  - ・ 破損した際の修理手配は学校を通じて行うので、個人では行わないこと。
  - ・ 破損した際の費用の支払いは、原則、教育委員会が行うこととするが、上記の利用の注意を守らない等、故意により生じた破損や紛失の場合は家庭が弁償する可能性があります。

#### 4 児童生徒の健康面への配慮事項

端末利用による児童生徒の健康面への影響を低減するため、以下の事項について家庭でも配慮して利用できるよう、保護者の方にご協力をお願いします。

- (1) 良い姿勢を保ち、目と端末の距離が 30 cm 以上になるようにする。
- (2) 長時間に渡って端末の画面を見続けないように、30 分に 1 回は、20 秒以上画面から目を離して遠くの景色を見るなど、目を休めるようにする。
- (3) 睡眠障害を引き起こさないために、就寝 1 時間前からは端末の利用を控えるようにする。

#### 5 その他

本ガイドラインに記載されていない事項については、学校と教育委員会が協議し、決定します。

令和 3 年 7 月 1 日策定

令和 4 年 4 月 1 日一部改訂